

委員会提出議案第3号

さぬき市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月20日

提出者 議会運営委員長 松原 壯典

## さぬき市議会会議規則の一部を改正する規則

さぬき市議会会議規則（平成14年さぬき市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改め、「を備え付けの投票箱に投入」を削る。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第55条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第66条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第74条中「第31条」の次に「（第4項を除く。）」を加える。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第2項中「第81条、第82条及び前条」を「前3条」に改める。

第85条第2項中「又は議長が別に定める」を「その他議長が適当と認める」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長が許可を得なければならない」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「答弁しがたい」を「答弁し難い」に、「職員に朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第127条中「前章第4節」を「前章第4節」に改める。

第135条中「第31条」の次に「(第4項を除く。)」を加える。

第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改める。

第140条を次のように改める。

(紹介議員の取消し)

第140条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第142条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第142条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第142条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第144条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第146条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第151条を次のように改める。

(決定の通知)

第151条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第153条第1項中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同項ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第158条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第162条中「はできない」を「ができない」に改め、同条の次に次の1条を加

える。

(代理弁明)

第162条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。